

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針(案) 〔工事〕

令和7年度の実施状況
令和8年度の実施方針(案)

令和8年3月10日



目次

1. 令和7年度の実施状況	2
2. 令和8年度の実施方針(案)	12

1. 令和7年度の実施状況

目次

1-1	令和7年度の入札・契約、総合評価の実施状況	3
1-2	令和7年度の入札・契約、総合評価の取組結果等の報告	8

令和6年度実施方針

【R6年度 建設業団体等からの意見】

- ◆発注工事について
 - ・工事請負業者選定の見直し
 - ・調査基準価格等の引き上げ
- ◆配置予定技術者の要件緩和について
 - ・発注要件の施工実績の緩和
 - ・配置予定技術者申請書の提出時期の緩和
 - ・総合評価における技術者の評価点を低くした工事の実施
 - ・監理技術者制度の運用緩和
 - ・熟練技術者の加点
- ◆受注機会の確保について
 - ・発注要件の施工実績の緩和
 - ・多くの企業が受注機会を見込める総合評価方式
 - ・地域要件による地域建設業への配慮
 - ・一度に多くの工事を発注する際には、重複受注を認めない一括審査方式の活用
- ◆生産性向上について
 - ・ Value for Money(VFM) の導入
- ◆入札契約手続きについて
 - ・受発注者双方の負担軽減のための一括審査の導入
 - ・入札手続きスケジュールの改善
 - ・不調不落時の簡素化 など

【R6年度の実施状況】

- 罰則付きの労働時間の上限規制
- 関東地方整備局の取組
 - ・月単位の週休2日適用工事を原則とし、発注者指定方式により発注。
 - ・若手・女性技術者奨励賞の創設
- 第三次担い手3法(担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化)
 - ・令和7年2月 運用指針改定
- 総合評価
 - ・入札状況の分析
 - ・試行工事のPDCA
- 不調不落
 - ・発生状況は令和2年度以降、改善の傾向

令和7年度
実施方針
改定のポイント

1. 技術評価点の分析結果から、競争環境を適切に確保するための見直し。
2. 第三次担い手3法(担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化)の取組を強化。

①入札・契約方式の実施状況

○一般競争については、約80%の工事で実施。

○指名競争については、約15%の工事で実施。

1. 不調・不落が見込まれる案件においては施工体制の確保を図るために公募型指名競争入札方式を実施。
2. 令和7年度は、関東地方で大きな災害が発生していないことからフレームワークモデル工事の活用が減少しているため、指名競争の割合は約15%となっている。

(契約金額:百万円)

	R 4			R 5			R 6			R 7 (R7. 12月末時点)		
	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額
一般競争	779	74.7%	303,714	718	76.3%	231,108	791	80.2%	214,761	484	79.2%	134,980
指名競争	217	20.8%	32,728	161	17.1%	22,767	127	12.9%	16,438	89	14.6%	13,646
随意契約	47	4.5%	16,188	62	6.6%	94,096	68	6.9%	132,726	38	6.2%	36
合計	1,043	100%	352,629	941	100%	347,971	986	100%	363,926	611	100%	148,663

※250万円未満の工事を除く

※指名競争は公募型指名競争入札及びフレームワークモデル工事にのみ適用。

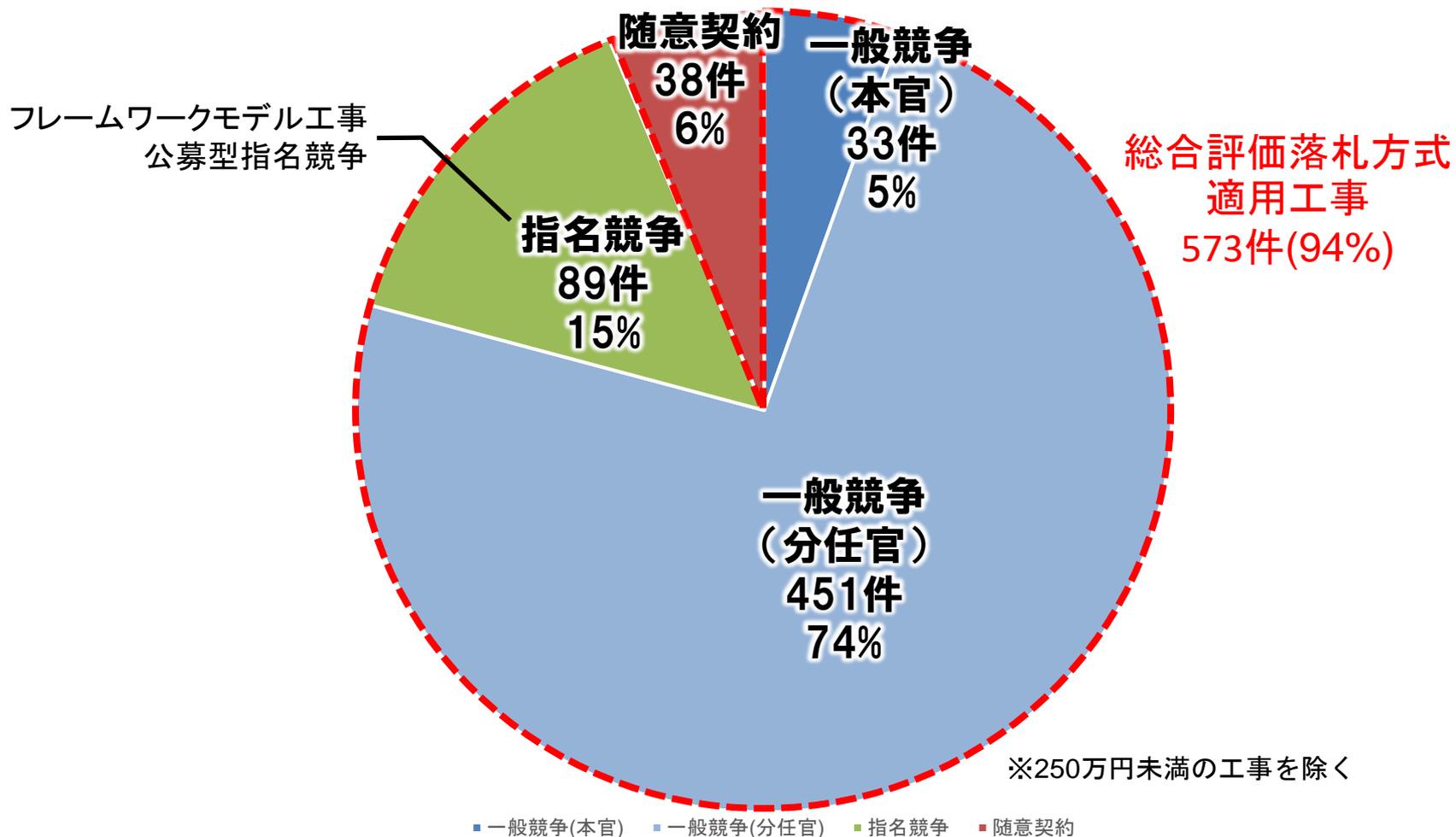
※随意契約には、特命随契のほか、不調随契を含む。

②総合評価落札方式の実施状況

○令和7年度の全契約工事のうち、随意契約を除く全ての工事で総合評価落札方式を適用。

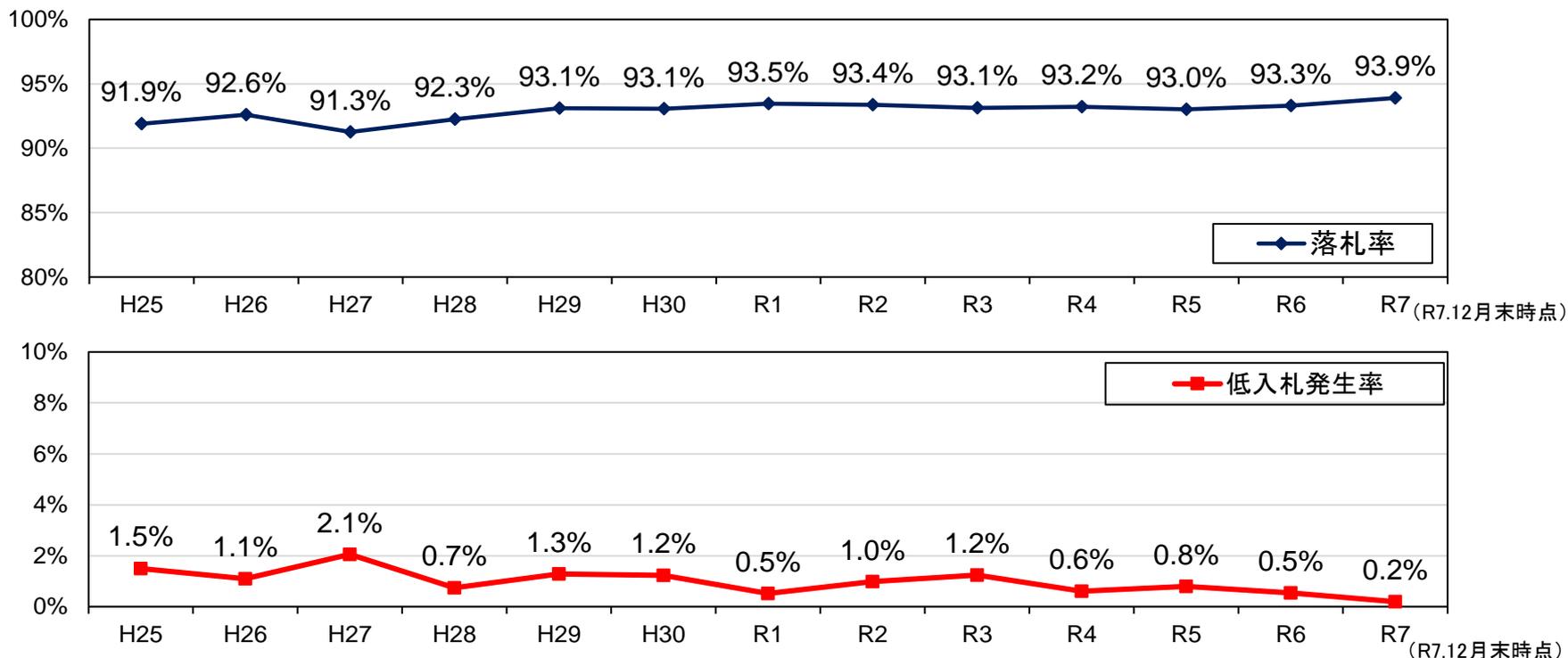
令和7年度工事契約件数 (R7.12月末時点)

611件



③落札率・低入札による契約状況

- 落札率は、近年93%台で推移しており、令和7年度は**93.9%**。
- 低入札による契約率は、近年1.0%以下で推移しており、令和7年度は**0.2%**。



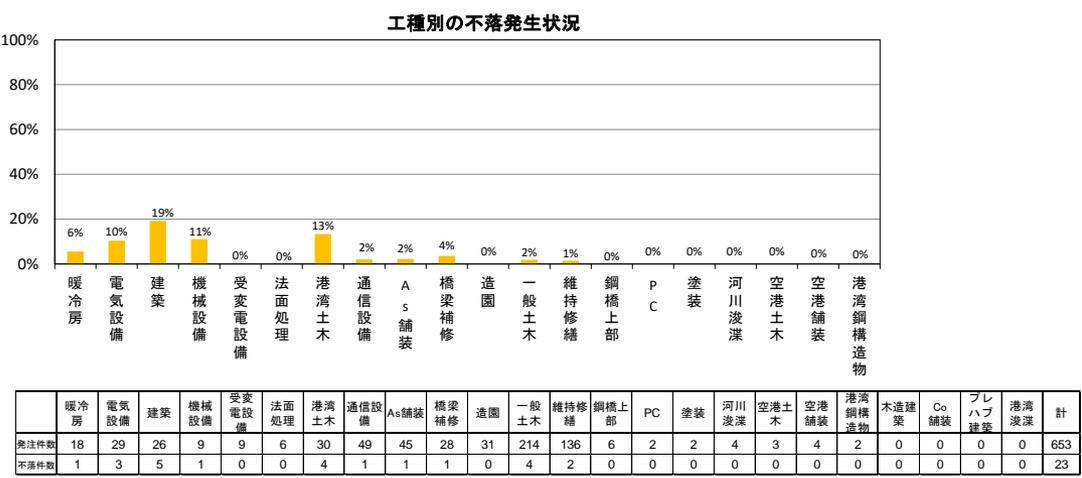
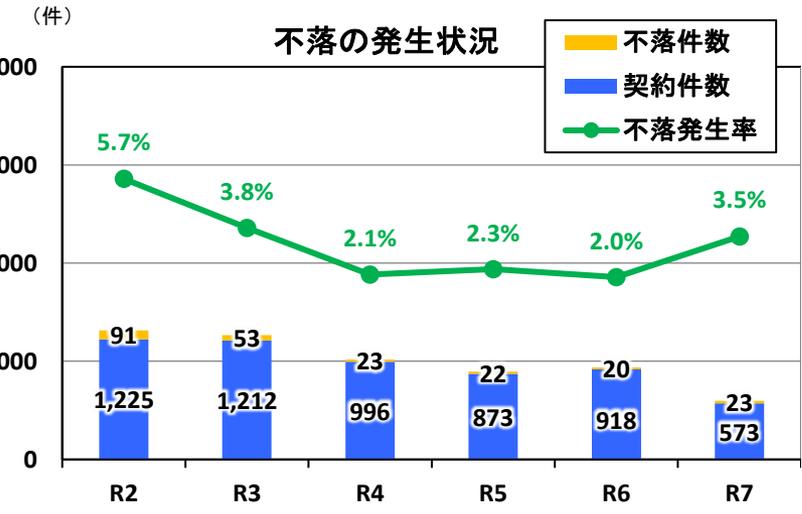
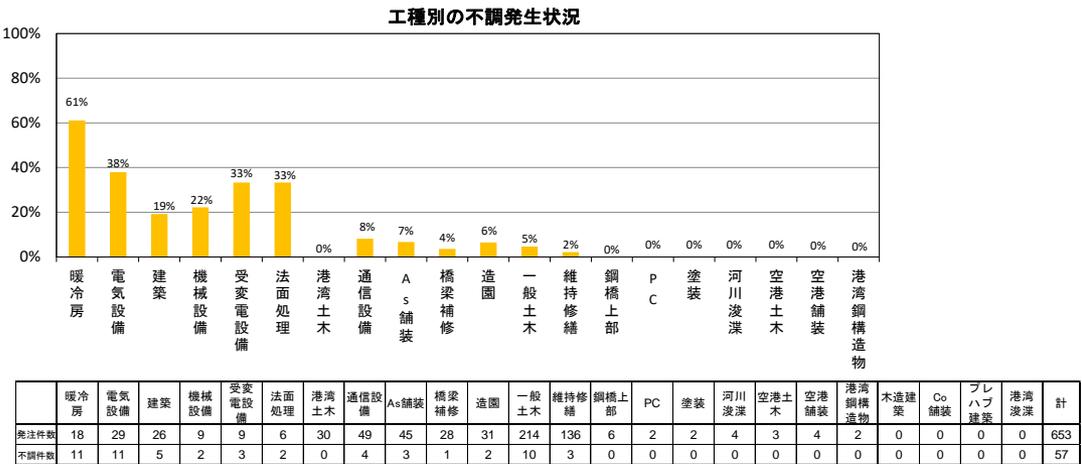
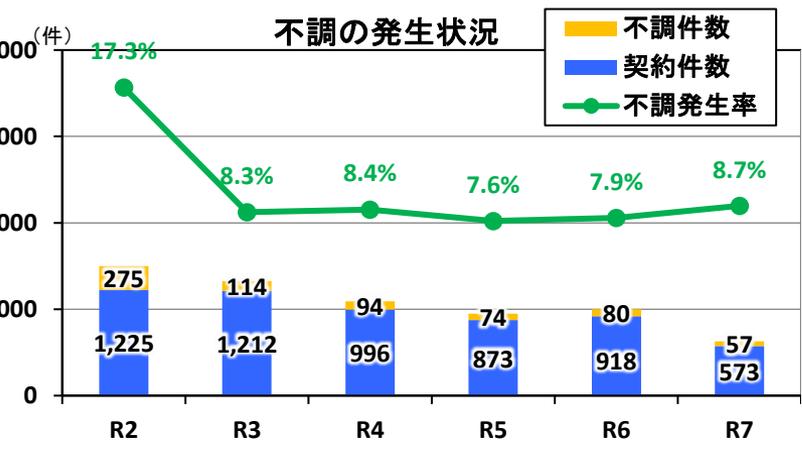
参考：調査基準価格の算定方法見直し

	H25	→	H28	→	H29	→	R1	→	R4
①直接工事費	95%	→	95%	→	97%	→	97%	→	97%
②共通仮設費	90%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
③現場管理費	80%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
④一般管理費	55%	→	55%	→	55%	→	55%	→	68%
【範囲】	7.0/10~9.0/10		→		7.5/10~9.2/10				

※一般競争、指名競争を対象。随意契約を除く
 ※250万円未満の工事を除く

④不調・不落発生状況

○令和7年度の不調発生率は**8.7%**。令和3年度以降、8%前後で横ばいながら、令和7年度は上昇した。
 ○令和7年度の不落発生率は**3.5%**。令和4年度以降、2%前後であったが、令和7年度は上昇した。
 ○工種別では、建築および建築設備関連(暖冷房、電気)で高い傾向にあり、対策を進めるが必要。



1-2. ①取組状況【入札・契約方式】

	取組の目的	取組内容	概要	R5年度 契約件数	R6年度 契約件数	R7年度 契約件数 (R8.3末見込)
入札・ 契約制度	担い手の育成・確保	監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。 交代時期以降は育成技術者に交代することができる。 	60件	57件	29件
	受発注者双方の事務負担の軽減	段階的選抜方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。 対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。 	9件	2件	1件
		一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。 	93件 (43組)	133件 (51組)	119件 (52組)
		簡易確認型 (平成28年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。 	0件	0件	0件
		技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。 	13件	17件	16件
		参加表明段階で技術者の資料を求めない方式 (令和7年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。 	—	—	2件
		不調不落対策 施工時期の平準化	余裕期間制度 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。 余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。 	643件	696件
	不調・不落対策	フレームワークモデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 該当する複数の工事(フレームワーク)について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 	6件 (2フレーム)	0件	3件 (2フレーム)
		公募型指名競争入札方式 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 	156件	127件	124件
	迅速で的確な維持工事の実施体制の確保	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	15件	15件	13件
全体契約件数 ※一般競争、指名競争、随意契約を対象。250万円未満を除く。上記の取組みは重複あり。				941件	986件	927件8

※値は適用対象工事の件数であり、実際に技術者を交代した件数とは異なる

1-2. ②取組状況【総合評価方式】

	取組の目的	取組内容	概要	R5年度 契約件数	R6年度 契約件数	R7年度 契約件数 (R8.3末見込)
総合評価 落札方式	担い手(企業)の 確保	自治体実績チャレンジ型 (令和4年8月～) ※平成25年度～令和4年7月は自治体実績評価型	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	54件	85件	75件
		自治体実績チャレンジⅡ型 (令和7年8月～)	・地元企業の新規参入を促すため、新規契約の有無、地域精通度・地域貢献度の評価をより重視した評価方式。	—	—	26件
		技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」を3段階で評価。	0件	0件	0件
		地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価)	39件	7件	12件
		企業能力評価型 (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	20件	43件	58件
	担い手(技術者)の 育成・確保	若手技術者・女性技術者活用評価型 (平成25年度～) ※令和7年8月以降評価項目見直し	・35歳以下の若手技術者又は女性技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	127件	179件	157件
		技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう方式。	11件	4件	5件
	不調・不落対策	企業実績評価型 (令和5年度～) ※フレームワークモデル工事及び公募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績(民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	125件	127件	127件
	生産性向上、 技術力の向上	新技術導入促進型(I型) 施工能力評価型(平成29年度～)	・新技術導入促進型(I):発注者が指定するテーマについて、実用段階にある新技術(NETIS 登録技術のうち「有用な新技術」に選定されている技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	17件	21件	18件
		新技術導入促進型(I型) 技術提案評価型(平成29年度～)		22件	18件	16件
新技術導入促進型(II型) (平成29年度～)		・新技術導入促進型(II):発注者が指定するテーマについて、実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	2件	1件	0件	
全体契約件数 ※一般競争、指名競争、随意契約を対象。250万円未満を除く。上記の取組みは重複なし。				941件	986件	927件

1-2. ③取組状況【その他の取組み】

	取組の目的	取組内容	概要	R7年度 実施状況
入札契約制度	品質確保・生産性向上・技術力向上	技術提案・交渉方式 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 仕様の確定が困難である工事において、技術提案を公募、その審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定し、工法、価格等の交渉結果を踏まえて仕様を確定するとともに、予定価格を定め契約する方式。 	実施
	不調不落対策	不調随契の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> 入札不調により契約に至らない工事について、一定条件を満たす場合には、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる随意契約(不調随契)を適切に実施。 	実施
積算における取組	不調不落対策 施工時期の平準化	見積活用方式【試行】 (平成19年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 個別の現場条件が反映しきれない、実勢価格の変化が激しいなど標準積算との乖離が生じる項目について見積りを求める。 	実施
		間接工事費実績変更【試行】 (平成20年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議などの要因により乖離が予想される工種について、妥当性を確認し変更契約する。 	実施
		日当たり作業量の補正【試行】 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 政令市等における工事において、現場条件等により作業効率が低下することへの対応として日当たり作業量の補正を行う。 	実施
		工期を考慮した積算《建築関係》 (平成23年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事規模に対して工期の長い改修工事等においても適切に共通費を算定する。 発注者に帰責事由がある場合の工期延期に伴う増加費用の追加を可能とする。 	実施
		地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更【試行】(平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要となる分を、設計変更できる。 	実施
		遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫が生じ、遠隔地から調達せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行える。 	実施
		施工箇所が点在する工事の間接費の積算 (平成22年度～ 平成31年2月一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所が点在する工事については、施工箇所が1kmを超えて点在する工事もしくは地域の交通環境から異なる施工箇所と見なすことが適当な工事を対象に共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する 	実施

1-2. ④取組状況【維持修繕工事における取組み】

目的	取組内容	取組の概要	R7年度 実施状況
地域の担い手確保	地域維持型JVの活用 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、除雪、修繕、パトロール、災害応急対応等地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事において活用を検討。 地域における担い手確保が将来的に困難となるおそれがあり地域維持型建設共同企業体を競争に参加させることで効率的、効果的な対応が見込まれる場合に適用。 ※平成24年6月27日 通達による 地域インフラ群再生戦略マネジメントの取組にも対応可能。 	実施
効率的な事務手続き	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	実施
維持管理を含めた品質向上	維持管理付き工事発注方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めることなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待。 特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制の確保。 	実施
受発注者双方の事務負担軽減等	維持工事等の複数年契約 (平成21年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の事務手続きの軽減、コスト縮減を目的に試行。 契約期間は2～3年。 維持工事の複数年契約工事に限り、主任(監理)技術者の専任の緩和(平成24年度～)として、工程上一定の区切りと認められる年度替わり(4月期)に途中交代を可能とする。 (複数年契約工事により配置技術者の拘束期間が長期化となることに伴う、精神的・肉体的負担を途中交代することにより軽減する。) 	実施
長寿命化・コスト縮減等	新設舗装の長寿命化に向けた取り組み (平成24年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 整備後一定期間の性能保証を求めることにより、受注者がより丁寧な施工を心がけてもらうことで長寿命化を目指す(補修や違約金等を求めることが目的ではない)。新たな性能規定方式の導入により、新設舗装の長寿命化を図り、維持管理の効率化、コスト縮減を目指す。 	実施

2. 令和8年度の実施方針(案)

目次

2-1. 入札・契約制度、総合評価に関する意見と動向	13
2-2. 令和8年度の実施方針(案)のポイント	14
2-3. 令和8年度の実施方針(案)	16
2-3-1. 変更点(共通)	21
2-3-2. 変更点(第一小委員会関係)	22
2-3-3. 変更点(第二小委員会関係)	25
2-4. 取組報告	29
2-5. 実施方針の適用時期	31

2-1. 入札・契約制度、総合評価に関する意見と動向

令和7年度実施方針

【建設業団体等からの御意見】

- 受注機会の確保について
 - ・多くの企業が受注機会を見込める総合評価方式の採用（自治体実績チャレンジ型など）
 - ・熟練技術者の加点
- 工事品質の向上について
 - ・技術提案・交渉方式（ECI方式）の活用拡大
- 受発注者の負担軽減について
 - ・段階的選抜方式の日程設定や採用案件の見直し
- 入札契約手続きについて
 - ・参加表明段階で技術者の資料を求めない方式の推進

【R7年度の実施状況】

- 関東地方整備局の取組
 - ・i-Construction2.0 工事成績評価
【遠隔施工・自動施工・ICT施工 Stage II】
 - ・建設工事における猛暑対策サポートパッケージ
- 入札契約・総合評価
 - ・工事成績評価基準、対象期間見直し
 - ・参加表明段階で技術者の資料を求めない方式
 - ・地元企業の新規参入を促すための試行工事を新設
 - ・技術提案評価S I 型の実施
 - ・試行工事のPDCA
 - ・入札状況の分析
- 不調不落
 - ・発生状況は営繕関連で増

【総合評価審査委員会委員からの御意見】

- 本日の御意見も踏まえ考慮
- ・新規参入の取組効果（地域性など）のモニタリング
 - ・担い手確保の取組（シルバー人材の評価）
 - ・生産性向上（迅速性・効率性）の取組
 - ・工事契約後に発生しうる事業（リスク）を見越した取組（ECIなど）

○基本的な考え方

1. 第三次担い手3法(担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化)の取組を強化。
2. 不調・不落対策として実施している公募型競争入札に適用する評価方式について、入札状況を踏まえた見直し。

○主な取組

1. 第三次担い手3法(担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化)の取組を強化。

①担い手確保

- 将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的とし、「若手・女性技術者の活用」や「WLB」「若手・女性技術者奨励賞(事務所長等表彰)」の評価を継続。
- 将来の主任(監理)技術者となるべく、技術者育成を行う試行工事の実施を継続。
- 工事品質の向上に加え、若手技術者や女性技術者等への技術・技能の承継を促すため、監理技術者の経験を持つ「熟練技術者」の活用を評価。【評価項目の新設】
- 担い手確保に必要な、他産業と遜色のない労働条件・労働環境を確保するため、猛暑対策等への改善提案の評価を実施予定。

2-2. 令和8年度実施方針(案)のポイント

○主な取組

②生産性向上

- 建設現場の様々な情報を見える化し、作業の効率化を図り、更なる省人化を目指すICT施工Stage II の取組を評価【評価項目の新設】。

③地域における対応力強化

- 地域建設業を維持する環境を確保するため、適切な発注要件、工事規模に加え、総合評価においても、自治体実績チャレンジ型等の新規参入の試行工事を継続。
- 港湾関係において、工事の一定の割合を分担する下請企業品質確保の更なる向上に向け、一次下請予定企業の「下請表彰実績」を評価【評価項目の新設】。
- 港湾関係において、地元企業が参入しづらい、工事規模が大きな港湾関係の工事において、地元企業がJVとして参入できるよう「地元企業活用評価」を新設【評価項目の新設】。
- 港湾関係において、発注件数の減少に伴い過去15年間の施工実績などの要件が満たされず、入札に参加できない状況を踏まえ、「ブロック製作工事」を対象に、資格要件における施工実績を有する期間の撤廃。(総合評価における施工実績期間の評価は継続。)**【入札契約方式の見直し】**

2. 不調・不落対策として実施している公募型指名競争入札に適用する評価方式について、入札状況を踏まえた見直し。

- 公募型指名競争入札において、営繕関係工事で不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための営繕評価型を新設。**【総合評価方式の新設】**
- 公募型指名競争入札において、技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種(一般土木・As舗装・維持修繕・橋梁補修)において、自治体実績チャレンジII型(配点20点)の適用を可能とする。**【自治体実績チャレンジII型の適用拡大】**

2-3. 令和8年度の実施方針(案)

1. 受注機会の確保

- ・工事の地域の発注にあたっては、品確法運用指針を踏まえ、地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格 や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、「地域密着工事型」、「自治体実績チャレンジⅡ型」の積極活用を行う。
- ・同一時期に同一条件等の工事を複数発注する際には、「一括審査方式」を事務負担の側面も含めて積極的に実施。

2. 技術者不足への対応

- ・配置予定技術者の工事経験については、技術者不足により競争参加者が少数と見込まれる場合においては、工事の特性や地域の実情を勘案し、条件を緩和するなど適切に設定。
- ・施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型において、技術者不足や配置予定技術者の経験が少ないと見込まれる工事については、2段階評価の検討を行う。
- ・配置予定技術者の評価を行わない技術提案評価S型(WTO)において、配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、参加表明段階で技術者の資料を求めない方式を実施。
- ・工物品質の向上に加え、若手技術者や女性技術者等への技術・技能の承継を促すため、監理技術者の経験を持つ「熟練技術者」の活用を評価。【評価項目の新設】【①、p.22】

3. 生産性向上・脱炭素化等

- ・従来のS型では費用面等から導入し得なかった「総合的に価値の最も高い資材等」の導入のため、技術提案評価型SⅠ型の試行工事を実施。
- ・工事における資機材配置や作業工程を最適化し効率化と省人化を図るICT施工StageⅡの取組を評価。【評価項目の新設】【③、p.24】

4. 担い手の育成・確保

- ・若手技術者・女性技術者の活用促進を一層図るため、「技術者育成型」、「若手技術者・女性技術者活用評価型」の積極活用を行う。

5. 働き方改革の取組推進

- ・ワーク・ライフ・バランス関連認定を受けた企業の評価を、全評価方式で適用。

6. 受発注者双方の事務負担の軽減

- ・「段階的選抜方式」、「一括審査方式」、「技術提案簡易評価型」を積極的に実施する。

7. 不調不落対策

- ・不調不落が予想される工事において施工体制の確保を図るため、「フレームワークモデル工事」「公募型指名競争入札方式」の試行を継続する。
- ・公募型指名競争入札において、営繕関係工事では不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための営繕評価型を新設。【総合評価方式の新設】【②、p.23】
- ・公募型指名競争入札において、技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種(一般土木・As舗装・維持修繕・橋梁補修)において、自治体実績チャレンジⅡ型(配点20点)の適用を可能とする。【自治体実績チャレンジⅡ型の適用拡大】【②、p.23】
- ・「余裕期間制度」は発注量や地域特性に応じて適切に活用を行う。引き続き「不調随契」の積極活用を行う。

8. 港湾空港関係

- ・「地元企業」活用評価型の試行。【港湾①、p.26】
- ・地元企業活用評価型JV工事の試行。【港湾②、p.27】
- ・施工実績の緩和。【港湾③、p.28】

9. その他

- ・一般競争入札(政府調達協定対象)の対象金額を8.1億円以上から9.0億円以上に見直し。【p.21】

2-3. ①令和8年度の実施方針(案)【入札・契約】

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度 実施方針(案)
入札・ 契約制度	担い手の育成・確保	監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。 交代時期以降は育成技術者に交代することができる。 	継続
	受発注者双方の 事務負担の軽減	段階的選抜方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。 対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。 	継続
		一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。 	継続
		簡易確認型 (平成28年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。 	継続
		技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。 	継続
		参加表明段階で技術者の資料を求めない方式 (令和7年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。 	継続
	不調不落対策 施工時期の平準化	余裕期間制度 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。 余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。 	継続
	不調・不落対策	フレームワークモデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 該当する複数の工事(フレームワーク)について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 	継続
		公募型指名競争入札方式 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 評価方式を「企業実績評価型」「営繕評価型」「自治体実績チャレンジⅡ型」の3方式に見直し。 	見直し
	迅速で的確な維持 工事の実施体制 の確保	参加者の有無を確認する公募手続き による施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	継続

2-3. ②令和8年度の実施方針(案)【総合評価方式】

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度 実施方針(案)
総合評価 落札方式	担い手(企業)の確保	自治体実績チャレンジ型 (令和4年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	継続
		自治体実績チャレンジⅡ型 (令和7年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業の新規参入を促すことを目的として、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価し、また企業の技術力のみを評価する方式。	継続
		技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」を3段階で評価。	継続
		地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価)	継続
		企業能力評価型 (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	継続
	担い手(技術者)の育成・確保	若手技術者・女性技術者活用評価型 (平成25年度～)	・35歳以下の若手技術者または女性技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	継続
		技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう方式。	継続
		特定専門工事審査型 (平成20年度～)	・特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事(法面処理工、杭基礎工、地盤改良工)において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力も評価する方式。	継続
	不調・不落対策	企業実績評価型 (令和5年度～)	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績(民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式(公募型指名競争入札方式に適用)。	継続
		営繕評価型 (令和8年度～)	・営繕関係工事では不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための方式。(公募型指名競争入札方式・営繕工事に適用)	新規
		自治体実績チャレンジⅡ型 (令和8年度～)	・技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種(一般土木・As舗装・維持修繕・橋梁補修)において、自治体実績チャレンジⅡ型の評価を適用。	公募型競争入札方式 に追加適用
	生産性向上、技術力の向上	新技術導入促進型(Ⅰ型) 施工能力評価型 (平成29年度～)	・新技術導入促進型(Ⅰ):発注者が指定するテーマについて、実用段階にある新技術(NETIS登録技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	継続
		新技術導入促進型(Ⅰ型) 技術提案評価型 (平成29年度～)		継続
		新技術導入促進型(Ⅱ型) (平成29年度～)	・新技術導入促進型(Ⅱ):発注者が指定するテーマについて、実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	継続
		技術提案評価SⅠ型 (令和7年度～)	・工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める新たな方式。	継続

2-3. ③令和8年度の実施方針(案)【その他の取組】

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度 実施方針(案)
入札・契約制度	品質確保・生産性向上・技術力向上	技術提案・交渉方式 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 仕様の確定が困難である工事において、技術提案を公募、その審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定し、工法、価格等の交渉結果を踏まえて仕様を確定するとともに、予定価格を定め契約する方式。 	継続
	不調不落対策	不調随契の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> 入札不調により契約に至らない工事について、一定条件を満たす場合には、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる随意契約(不調随契)を適切に実施。 	継続
積算における取組	不調不落対策 施工時期の平準化	見積活用方式【試行】 (平成19年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 個別の現場条件が反映しきれない、実勢価格の変化が激しいなど標準積算との乖離が生じる項目について見積りを求める。 	継続
		間接工事費実績変更【試行】 (平成20年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議などの要因により乖離が予想される工種について、妥当性を確認し変更契約する。 	継続
		日当たり作業量の補正【試行】 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 政令市等における工事において、現場条件等により作業効率が低下することへの対応として日当たり作業量の補正を行う。 	継続
		工期を考慮した積算《建築関係》 (平成23年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事規模に対して工期の長い改修工事等においても適切に共通費を算定する。 発注者に帰責事由がある場合の工期延期に伴う増加費用の追加を可能とする。 	継続
		地域外からの労働者確保に要する 間接費の設計変更【試行】(平成 25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要となる分を、設計変更できる。 	継続
		遠隔地からの建設資材調達に係る 設計変更(平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫が生じ、遠隔地から調達せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行える。 	継続
		施工箇所が点在する工事の間接 費の積算(平成22年度～平成 31年2月一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所が点在する工事については、施工箇所が1kmを超えて点在する工事もしくは地域の交通環境から異なる施工箇所と見なすことが適当な工事を対象に共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する 	継続
猛暑対策の取組み	猛暑対策	建設工事における猛暑対策パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 発注者は事業全体の重要度等を考慮し、可能な範囲で猛暑期間の現場施工を回避した工事発注を実施する。 受注者の判断による猛暑期間の現場施工を回避しやすくするため、特記仕様書に協議の明記。作業時間変更の関係者調整については、発注者も協力。 効率的に現場施工を実施することは、熱中症対策に資するため、i-construction2.0の取組を推進。 技術提案評価型S型を活用し、猛暑期間・時間の作業回避、人力作業の削減等、作業環境の改善に資する技術提案を求める。 熱中症対策等にかかる経費の見直し等。 	新規

2-3. ④令和8年度の実施方針(案)【維持修繕工事における取組】

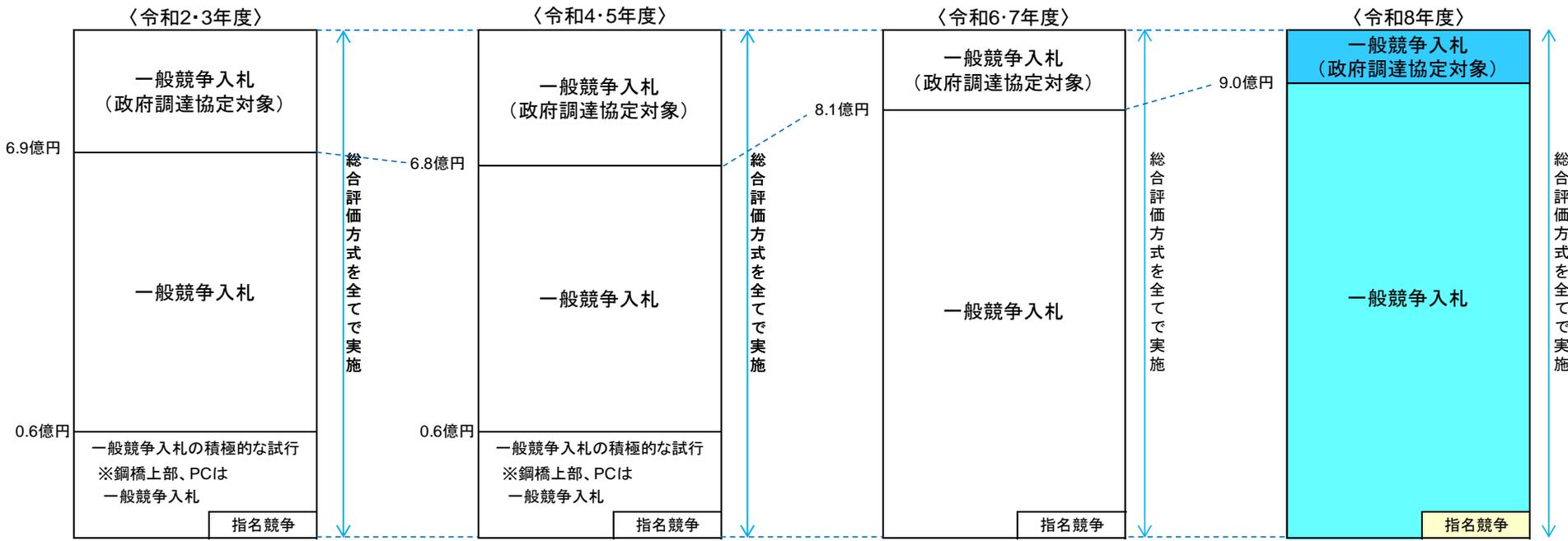
《継続》

多様な入札契約制度の導入・活用

目的	取組内容	取組の概要	R8年度 実施方針(案)
地域の担い手確保	地域維持型JVの活用 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、除雪、修繕、パトロール、災害応急対応等地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事において活用を検討。 地域における担い手確保が将来的に困難となるおそれがあり地域維持型建設共同企業体を競争に参加させることで効率的、効果的な対応が見込まれる場合に適用。 ※平成24年6月27日 通達による 地域インフラ群再生戦略マネジメントの取組にも対応可能。 	継続
効率的な事務手続き	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	継続
維持管理を含めた品質向上	維持管理付き工事発注方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めることなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待。 特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制の確保。 	継続
受発注者双方の事務負担軽減等	維持工事等の複数年契約 (平成21年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の事務手続きの軽減、コスト縮減を目的に試行。 契約期間は2～3年。 維持工事の複数年契約工事に限り、主任(監理)技術者の専任の緩和(平成24年度～)として、工程上一定の区切りと認められる年度替わり(4月期)に途中交代を可能とする。 (複数年契約工事により配置技術者の拘束期間が長期化となることに伴う、精神的・肉体的負担を途中交代することにより軽減する。) 	継続
長寿命化・コスト縮減等	新設舗装の長寿命化に向けた取り組み (平成24年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 整備後一定期間の性能保証を求めることにより、受注者がより丁寧な施工を心がけてもらうことで長寿命化を目指す(補修や違約金等を求めることが目的ではない)。新たな性能規定方式の導入により、新設舗装の長寿命化を図り、維持管理の効率化、コスト縮減を目指す。 	継続

令和8年4月1日以降の契約案件より適用 **《見直し》**

○一般競争入札(政府調達協定対象)の対象金額を8.1億円以上から**9.0億円以上**に見直し



2-3-2. ①熟練技術者の評価について

令和8年8月1日以降の公告案件より適用予定

《新規》

工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・技能の承継を促すため、監理技術者経験をもつ熟練技術者の活用を評価。

■熟練技術者の活用■

【評価項目・基準・方法】

当該評価項目を適用できる総合評価方式	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型
当該評価項目を適用する工事種別	全ての工種
評価対象工事種別	—
評価対象機関	—
評価対象期間	—

分類	評価項目	評価内容	評価基準
自由設定項目	熟練技術者の活用	主任（監理）技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、 年齢55歳以上の監理技術者経験者 を活用する場合に評価する	活用する：1点
			活用しない：0点

○熟練技術者の途中交代を可能とする（ただし、同等以上の技術者を配置すること）。

○加点を受けたにも関わらず、受注者の責により活用しなかった場合、成績評定を3点減ずる。

2-3-2. ②公募型指名競争入札方式に適用する総合評価方式の適用

令和8年8月1日以降の公告案件より適用予定 **《見直し》**

○不調・不落の対策として実施している公募型競争入札方式では、対応する総合評価方式として、「企業実績評価型」（配点10点）を統一して適用しているところ。当該方式について、

- ① 営繕関係工事の不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための営繕評価型を新設。
（対象工種：暖冷房、電気設備、建築、機械設備、受変電設備）
- ② 技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種において、自治体実績チャレンジⅡ型（配点20点）の適用。
（対象工種：一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修）

<p>①【新規】 営繕評価型</p>	<p>【対象工事】 ○工事種別：建築工事、暖冷房衛生設備工事、営繕に関連する電気設備工事、機械設備工事、受変電設備工事</p> <p>○工事規模：分任官工事（分任官規模工事の本官含む）（指名競争） ○施工能力評価型Ⅱ型</p> <p>【適用契約方式】 ○公募型指名競争入札において適用。</p>
<p>②【適用拡大】 自治体実績 チャレンジⅡ型</p>	<p>【対象工事】 ○工事種別：一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修 ○工事規模：分任官工事（分任官規模工事の本官含む） ○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型 ○工事難易度：Ⅰ～Ⅱ程度を想定</p> <p>【適用契約方式】 ○一般競争入札方式のほか、公募型指名競争入札においても適用可。</p>

【配点表】

※現行の企業実績評価型は廃止しない

◎：必須 ○：選択

評価項目	【現行】 企業実績評価型		①【新規】 営繕評価型		②【適用拡大】 自治体実績 チャレンジⅡ型		
	評価点	選択	評価点	選択	評価点	選択	
企業の施工能力	同種工事の施工実績	4点	○	4点	◎	3点	◎
	工事成績（都県・政令市の成績も評価）					3点	◎
企業の技術力	近隣の施工実績					2点	◎
	緊急時の施工体制	2点	◎	2点	◎	2点	◎
	災害協定の有無 ^{※1}	2点	◎			2点	◎
	災害活動実績の有無 ^{※2}	4点	○			2点	◎
	災害時の基礎的事業継続力の認定の有無			2点	◎	2点	◎
本発注工事の工事種別における新規契約の有無	2点	◎	2点	◎	4点	◎	
計		10点		10点		20点	

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局（発注担当事務所）の災害協定と同等に評価する。

※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局（発注担当事務所）の災害活動実績と同等に評価する。

建設機械の位置情報や稼働状況、施工履歴などをリアルタイムに集約・活用し、現場のデジタル化と見える化を進めることで、資機材配置や作業工程を最適化し効率化と省人化を図る ICT施工Stage II の実施を評価するものとする。

■ ICT施工Stage II の実施 ■

【評価項目・基準・方法】

当該評価項目を適用できる工事種別	全ての工種
評価対象工事種別	—
評価対象機関	—
評価対象期間	—

分類	評価項目	評価内容	評価基準
自由設定項目	ICT施工Stage II の実施	当該工事において ICT施工 Stage II にかかる実施計画書を作成し、実施する場合に評価	実施する : 1点
			実施しない : 0点

○「ICT舗装工」もしくは「ICT舗装工（修繕工）」を実施する工事において、

「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望I型」の場合、選択不可

○加点を受けたにも関わらず、受注者の責により実施しなかった場合、成績評定を3点減ずる。

港湾空港関係

企業の技術力

自由設定項目Ⅰ(「企業の施工能力」において最大5点)

- ①当該工事に使用する作業船舶の保有状況
- ② ISO認証取得状況
- ③当該工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用
- ④登録海上起重基幹技能者の活用
- ⑤建設マスター、建設ジュニアマスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)の活用
- ⑥ ICT活用工事(ICT活用計画)
- ⑦ 配置予定現場従事者(潜水作業管理者)の資格の有無
- ⑧WLB関連認定企業の評価(港湾土木工事A等級に限る(技術提案評価S型WTO除く))

自由設定項目Ⅱ(「地域精通度・貢献度」において最大5点)

- ①東京湾再生推進のための環境活動状況
- ②災害時の事業継続力の認定状況
- ③災害協定締結の有無
- ④ボランティア活動による地域貢献の実績
- ⑤地元企業活用状況
- ⑥地元資材活用状況
- ⑦施工都県内における本店(支店)所在の有無
- ⑧災害時に必要となる作業船舶の保有
- ⑨地元作業船舶の活用(技術提案評価型S型、技術提案評価型S I型、施工能力評価型 I型を対象)
- ⑩一次下請予定企業の下請としての表彰実績
- ⑪地元中小企業事業者が構成員として参加

技術者の技術力

自由設定項目Ⅲ(最大2点)

- ①資格(海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者・海洋・港湾構造物設計士)
- ②同種工事の役職経験(過去4年度の役職経験)
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④配置予定技術者の当該エリアにおける工事实績(技術提案評価型S型を対象)
- ⑤若手・女性技術者奨励賞

- ◆ 工事の一定の割合を分担する下請企業の地域への精通度や貢献度等についても適切に評価する地元企業活用審査型の試行を平成21年8月より実施している。
- ◆ 現状、本試行を活用した実績は少なく地元企業の活用に寄与しているとは言い難い。
- ◆ この状況を鑑み、**評価項目を定める**こととする。
- ◆ 評価項目は、品質確保の更なる向上に向け、**一次下請予定企業の下請としての表彰実績を評価項目として設定**する。

【新規】

- ・評価項目：一次下請予定企業の下請としての表彰実績
- ・総合評価のタイプ：技術提案評価S型及びS I 型
- ・対象工事：Aランク
- ・工種区分：港湾5工種(ただし、WTO案件工事を除く)

(配点例)

評価項目		評価基準	配点
地域貢献度・ 地域精通度等	一次下請予定企業の 過去4年間の下請として の表彰実績	下請表彰実績あり	1.0
		下請表彰実績なし	0.0

令和8年4月1日以降の公告案件より適用予定

《新規》

- ◆ 地元中小企業の受注機会確保、参加機会の増加を目的として、JVで参加する場合加点評価を行う試行工事について、新たに評価項目を設定する。
- ◆ 地元中小企業の受注機会の確保及び地域に精通した地元中小企業が特定JVの構成員に加わることで地元調整など円滑な事業実施が図られることを目的に評価するものである。

【新規】

- ・評価項目：地元中小企業の事業者が構成員として参加
- ・対象工事：Aランク
- ・工種区分：港湾土木、空港等土木、港湾等しゅんせつ工事における、
予定金額が5億円以上9億円（WTO）未満

（配点例）

評価項目		評価基準	配点
地域貢献度・ 地域精通度等	地元中小企業の事業者が 構成員として参加	地元中小企業の事業者が構成員として参加あり	1.0
		上記以外での参加	0.0

- ◆ 発注件数の減少に伴い、受注機会が確保されず競争参加資格要件である過去15年間の施工実績などの要件が満たされず、入札に参加できないため実績期間の緩和などの要望が上がっている。
- ◆ 受注機会の確保の観点から、入札公告要件における施工実績を有する期間の撤廃及び総合評価における施工実績要件の緩和を行うことで、地元企業の活性化を図ることとする。
- ◆ 対象工事は、施工実績を有する期間の重要性を比較的伴わないと考えられる「ブロック製作工事」を対象とする。
- ◆ ただし、浚渫工事など他工事において地域の実情により適切な企業数が確保できない理由により、競争環境が整わない場合は、本試行を適用してもよいこととする。

【現状の入札説明書】

○. 競争参加資格

.....

(○)平成○年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

・同種工事は、○○○○○を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工実績である場合にあつては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

.....

(○)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

.....

(○)平成○年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡し完了した次に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

・同種工事は、○○○○○を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工経験である場合にあつては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。



【拡大案の入札説明書】

○. 競争参加資格

.....

(○)平成○年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡し完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

・同種工事は、○○○○○を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工実績である場合にあつては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

.....

(○)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

.....

(○)平成○年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡し完了した次に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

・同種工事は、○○○○○を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工経験である場合にあつては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

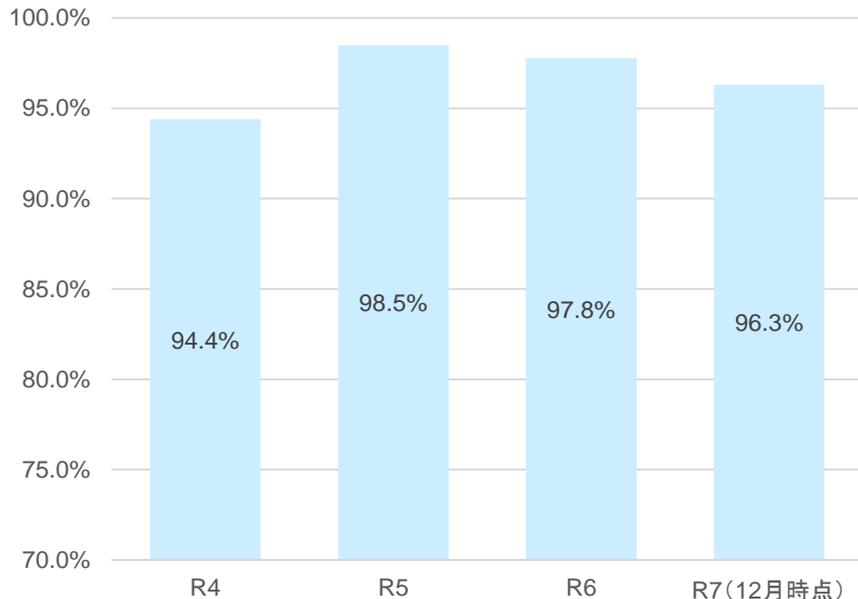
資格要件においては過去15年間の制約を除くが、
総合評価における同種工事の実績においては、過去15年間の制約を継続する。

○賃金引上げの加点については令和4年度から適用を開始。

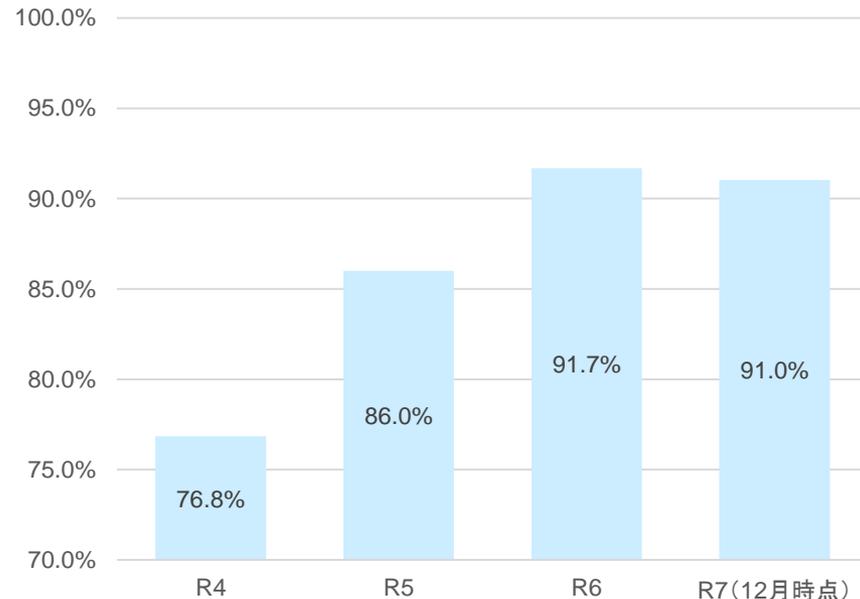
評価基準	企業規模	対前年比率	算定
	大企業	3%以上	一人当たりの平均受給額
	中小企業	1.5%以上	給与総額

○技術提案評価型は取組初期から高い加点率を維持しているが、令和5年度をピークに減少傾向。施工能力評価型については、令和6年度に90%以上の加点率となったが、令和7年度は減少している。

技術提案評価型



施工能力評価型



	R4	R5	R6	R7(12月時点)
参加表明者の加点状況				
参加表明者母数	625	331	225	108
⇒うち、加点者数	590	326	220	104
加点率	94.4%	98.5%	97.8%	96.3%

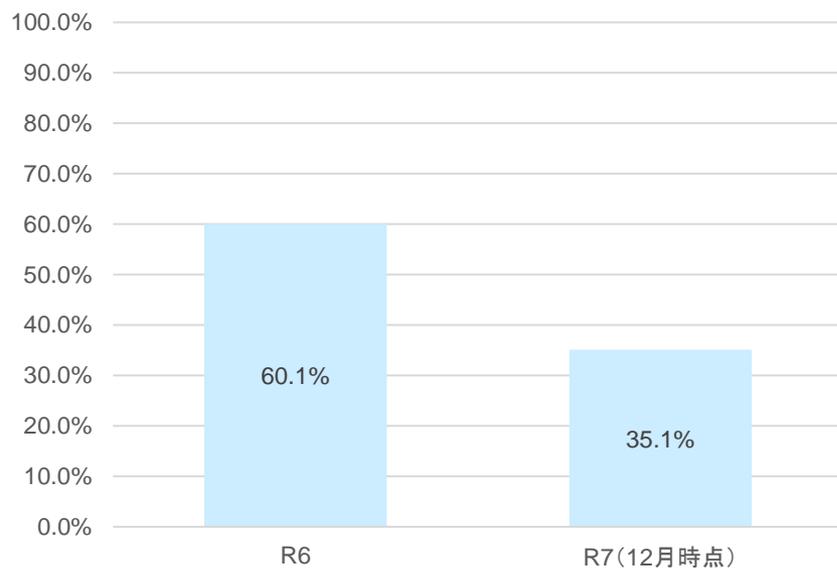
	R4	R5	R6	R7(12月時点)
参加表明者の加点状況				
参加表明者母数	5330	5333	5834	2888
⇒うち、加点者数	4096	4586	5348	2629
加点率	76.8%	86.0%	91.7%	91.0%

※随意契約を除く
 ※港湾空港関係を除く

○ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の加点については、令和6年1月より適用を開始。
以後、見直しを踏まえながら対象拡大。

【評価基準】

・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし）、次世代法に基づく認定（くるみん）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）のうち、いずれかの認定を受けている場合に評価。



		R6	R7(12月時点)
参加表明者の加点状況	参加表明者母数	233	339
	⇒うち、加点者数	140	119
	加点率	60.1%	35.1%

ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価の変遷

時期	対象工事		配点
	工種	等級	
R6. 1. 1～ 適用開始	一般土木	B等級以上	1点 (企業の自由設定項目)
	建築	B等級以上	
R6. 8. 1～ 配点見直し	一般土木	B等級以上	1点 (企業の評価の枠外)
	建築	B等級以上	
R7. 8. 1～ 対象拡大	一般土木	B等級以上	1点 (企業の評価の枠外)
	建築	B等級以上	
	上記以外	上記以外	0.5点 (企業の評価の枠外)

○実施方針の適用、評価項目の切替および入札説明書の改定は、以下の時期に実施する。

- ① R8実施方針の適用
工事成績及び表彰関係の切替
→公告日が令和8年8月1日以降の案件
- ② 工事実績に関する評価の切替
→公告日が令和8年4月1日以降の案件
- ③ 評価項目等の見直しの切替【港湾空港関連を除く】
→公告日が令和8年8月1日以降の案件
- ④ 評価項目等の見直しの切替【港湾空港関連】
→公告日が令和8年4月1日以降の案件